

令和4年度第4回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和4年7月6日(水)午後 2時から午後5時まで
- 2 場所 WEB 会議
(宮城県行政庁舎 9階 第一会議室)
(傍聴席:宮城県行政庁舎 13階 環境生活部会議室)
- 3 出席委員(11名)※オンラインによる出席
石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 東北学院大学 教養学部地域構想学科 教授
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授
永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
山本 和恵 東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数:11名(報道機関:22名)

4 会議経過

(1)開会 (事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員及び1名の専門委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中11名の御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日は所用のため、野口委員及び丸尾委員から欠席との御連絡を頂いております。また、山本委員からは途中退席の旨、ご連絡をいただいております。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、予め御了承願います。

また、傍聴者の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部副部長の小野寺から御挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶(環境生活部 副部長(技術担当) 小野寺瑞穂)

小野寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

本日は、2議題を予定しており、1議題目としまして、令和4年6月16日に審査賜りました、「(仮称)菅生太陽光発電事業」の計画段階環境配慮書に係る答申案について、2議題目としまして、同日審査賜りました「(仮称)川崎ウインドファーム事業」の計画段階環境配慮書に係る答申案について、ご審議いただきます。

環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査・予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。本日の次第、出席者名簿の1枚もの。配布資料一覧の1枚もの。審査事項(1)といたしまして、資料 1-1(仮称)菅生太陽光発電事業 環境影響評価手順フローとスケジュール、資料 1-2 同事業 配慮書に対する村田町長の意見について、資料 1-3 同事業 配慮書に対する技術審査会の指摘事項と事業者の回答、資料 1-4 同事業 配慮書、資料 1-5 同事業 配慮書(要約書)、資料 1-6 同事業 配慮書に対する技術審査会答申(案)、資料 1-7 同事業 配慮書に対する技術審査会答申(案)の形成。審査事項(2)といたしまして、資料 2-1 (仮称)川崎ウインドファーム事業 環境影響評価手順フローとスケジュール、資料 2-2 同事業 配慮書に対する川崎町長の意見について、資料 2-3 同事業 配慮書に対する技術審査会の指摘事項と事業者の回答、資料 2-4 同事業 配慮書、資料 2-5 同事業 配慮書(要約書)、資料 2-6 同事業 配慮書に対する技術審査会答申(案)、資料 2-7 同事業 配慮書に対する技術審査会答申(案)の形成、事業者作成の資料 2-参考、資料 2-参考の添付資料でございます。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。

(3) 審査事項

①(仮称)菅生太陽光発電事業 計画段階環境配慮書について(答申:質疑応答)

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。

次第に従いまして、(仮称)菅生太陽光発電事業 計画段階環境配慮書についてです。

本件について、希少種の生息場所の特定に繋がる審議となる場合は、傍聴席会場の回線を切断する必要がございますので、ご発言の前に一言、お願いします。

まず事務局から説明いただき、引き続き参考人の方からご説明いただければと思います。

【事務局】

資料 1-1 及び 1-2 について説明。

【参考人】

資料 1-3 から資料 1-5 について説明。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思いますが、最初に私の方から1点、村田町長意見もございましたので、よろしいでしょうか。そうだ。村田町長意見は、参考人の方々には、届いておりますでしょうか。届いてなければ事務局の方から別途、直接お届けいただければと思います。事務局よろしいですかね。

【事務局】

承知いたしました。後ほどお送りいたします。

【平野会長】

はい。それでその中で景観についてのコメントが丁寧に述べられておりますので、先ほど事務局からも紹介ありましたが、それもお願いしたいんですが、最後の部分ですね、前回はほぼ自明だと思って確認しなかったんですが、環境影響のことを考えるとですね、村田町内だけで発電をしていただいて、そこで接続いただくのが最も環境影響が小さくなることはほぼ自明ですよ。ただ、認定済みのFITの価格が相当高いので、11キロの自営線を引っ張って、パネル1枚だけでも仙台市内に設置するということが、事業採算的に有利であるため、そのようなことをなさっているという理解でいいんですよ。

【参考人】

はい。その通りです。

【平野会長】

はい。その件は、経済産業省的には大丈夫なんですか。

【参考人】

資源エネルギー庁とは複数回協議させていただきまして、そういった電氣的接続と申しますか、そういったやり方で進めさせてもらう旨でご了解をいただいております。

【平野会長】

はい。了解しました。ちょっと突っ込んだ質問ですが、送電方式はどうかのご予定ですか。太陽光パネルをそのままやると直流ですよ。ただ、直流送電はあんまり聞かないのと、少し技術が必要なのと、一旦交流に変換してから送られるんですか。

【参考人】

そこは今、電気工事会社さんと協議をしている最中でして、(仙台市太白区)茂庭の方にパワーコンディショナーという交流に変換する装置を置くか置かないかということも含めて、今協議をさせていただいている最中です。

【平野会長】

でも、直流でそのまま普通の場内にあるパネルと同じような扱いをしても、11 kmもあつたら、多分電氣は届かないですよ。

【参考人】

そうですね。交流に変えるという方向になると思うんですけども、そこもEPCさんとの協議がまだそこまで進んでないものですから。

【平野会長】

その辺も再生可能エネルギーという意味においては、赤字になる可能性はあると思うんですね。要は（仙台市太白区）茂庭に置いている1枚のパネルが生産する電力量よりも、パワーコンディショナで送電するための電力量の方が上回る可能性が極めて高いような気がするんですね。その状況においても資源エネルギー庁がOKって言っているのがちょっと不思議なんですけど。要は、そういう無理をなさることで、太陽光発電としての効率を下げるわけですよね。おそらく赤字になると思うんですが、直感的には、それでも繋がってればいいと。だから、普通の電気を買ってきて、増強して送るみたいなことをしないと送れないと思うんですが。

【参考人】

そういったかたちで土地の使用権限を以てつなげるというのが、FIT法上定められており、法律の枠内で実施しなきゃならないこととなっておりますので、そこは再度資源エネルギー庁とは折衝をさせていただきますが、FIT法上はそういう取り扱いになってると。なので我々としても、本来であれば環境負荷等々を考えれば、（仙台市太白区）茂庭の方にはもう何も置かずに進めさせていただきたいのが本音のところですが、FIT法上そうなるので、法令に従わさせていただいているというところがございまして、資源エネルギー庁とは再度また、その部分に関してはご意見いただきましたので、再度協議をさせていただきたいと思います。

【平野会長】

これは、事務局の方をお願いなんですけど、宮城県としても、資源エネルギー庁に文書で問い合わせる等々の対応をお願いしてよろしいですか。先ほど申し上げましたように、赤字になる可能性は結構あると思うんですね。11kmも直流で送電するってのはなかなか、直流送電という技術は開発中のようなんですけど、パワーコンディショナでかまして交流にして、しかも、かなり高圧にしないと送電ロスが大きすぎてですね、ただ太陽光パネル1枚の電気を送るためにそこまですると、多分、その施設が食う電力の方がうんと大きくなっちゃってですね、赤字になると思うんですね。送電するための設備が食う電力がですよ。それも踏まえて、そこまで不経済なことをするような案件でもそうしろという指導になるのかどうかということを県の方からも問い合わせさせていただきたいと。

それからもう1点は、これは県の内部の出来事になりますが、ほとんどが道路占用ってことになります。今、電気事業法が改定されて、地域の電力会社以外も発電とか送電が担えるようになって、こういう方々の道路占用を認めるような通知が出ていると聞いております。それに関しても、今回のケースは、あくまでも発電所内部の内々配線であって、道路占用の通知が念頭に置いている例えば、発電所から送電網への系統接続のための電力線という意味ではないと思いますので、それに対して、道路占用許可を出すか出さないか。これ余談ですけど、元道路管理者をやってきた経験がある人間としては認めるべきじゃないと思っていますので、そこも事務局の方で確認いただいて、事業計画が適切になるよう、事務局の方でもサポートいただければと思います。

【事務局】

今の御意見につきまして確認いたします。

【平野会長】

よろしく願います。また長々としゃべってしまいましたが、まずはご欠席の委員からコメント等ございますでしょうか。

【事務局】

欠席委員からの意見はございません。

【平野会長】

はい。わかりました。それでは、ご出席いただいている先生方、ご意見と今のご説明を踏まえて御意見をいただければと思います。いかがでございましょう。伊藤先生お願いします。ご発言の時はカメラをオンにしていただけると有難いです。

【伊藤委員】

地形・地質についてですけれども、①で御回答いただいています、国土数値情報でGISデータもダウンロードできるんですけれども、こちらの方ですとデータが一部削除されていたり、線情報とか面情報がポイントデータで表現されるようなかたちになってしまっている、面倒だと思うんですけれども、原図の第3回自然環境保全基礎調査の宮城県自然環境情報図の方から確認をしていただいて、図面に載せていただくようなかたちにしていただければと思います。それがまず1点目です。よろしいですか。

【参考人】

はい。紙ベースの全県1枚で表示されているものを確認しまして、その結果を方法書の方に記載するようにいたします。よろしく願いいたします。

【伊藤委員】

もう1点なんですけれども、地形・地質の方では③の方で、住民の方々にいろいろ災害防止のこともお伝えいただくということなんですけれども、今回村田町長さんの方からのご意見で、宮城県の水害の情報公開がちょうど今年の5月31日に公開されてるようですので、洪水浸水想定区域であるとか、家屋倒壊等氾濫想定区域というのが、ちょうど今年の5月31日に指定されて宮城県のホームページで公開されているようです。それを拝見すると坪沼川流域が想定最大規模であったり、警戒規模というかたちで、相当雨量としては通常よりもかなり稀なものを想定して、かつ、どこが決壊するかっていうところも踏まえながら、いわゆるその想定区域ではあるんですけれども、そういったところからおそらく、雨水のコントロールですね、今回の事業を行って各種造成して、もちろん雨水のコントロールに関して計画されているというのはわかるんですけれども、この事業前と事業後でどれだけ変わるのか、或いは事業前でこのぐらい想定されるので、それをちゃんと維持するために保水能力を、例えば維持するためにこういう計画になるんだっていうかたちで住民の方々にご説明していただくと、より住民の方々も安心されるのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【参考人】

はい。その辺の調整池の容量ですとか、貯水量ですとか、基本は現況の流出量と変わらない調整池の構造容量を踏まえて設計しなさいと、それが林地開発の許可の基本的な考えだと思いますので、そういったことを検討して、方法書の段階でどこまで進んでるか定かではございませんけれども、決まってる内容について、住民の方々になるべくご安心いただけるような説明をして参りたいと考えております。以上です。

【伊藤委員】

ありがとうございます。前回、土砂災害について特に重点を置いて文書(事前意見)を送りましたので、もちろん水害に関しても、そういったことが起こらないように設計されるというのは重々承知なんですけれども、何分その丘陵地を随分と大規模に開発されるような計画ですので、住民の方々もご心配されるでしょうから、念のためお伝えした次第です。よろしくお願いします。

【参考人】

はい。承知しました。ありがとうございます。

【平野会長】

私の方から若干お願いの追加でございますが、多分基準上は想定降雨量が決まっています、それが従前・従後で変わらないだけの調整池を用意しなさいって話になるんだと思います。最近、懸念されいているのは、その基準雨量よりも激甚な雨が降ってしまうことが非常に多くなっておりまして、それはやっぱり開発している方がですね、脆弱性が高まってしまふ部分がございますので、なるべく雨水浸透、要はラン・オフ、簡単に流出しないような構造等々を検討いただいて、想定以上の雨が降った時でも耐えられるようなことまで検討いただけると皆さんご安心いただけるのかなと思いますので、それは設計段階で丁寧な工夫をいただければと思います。

【参考人】

はい。申し訳ございません。今、この場に設計担当の人間がおりませんので、今いただいたご意見を設計側にも伝えまして、極力流出係数が小さくなるような、雨水浸透が促進されるような、そういった計画を念頭に置いて設計を進めると、その旨を設計会社にお伝えいたします。

【平野会長】

はい。よろしく願います。他いかがでございます。はい。永幡先生どうぞ。

【永幡委員】

はい。村田町長意見で、低周波音と書いてありましたけれども、騒音だと思いますので、一応確認ですが、配慮書の4-5 ページのところを見ると、計画段階配慮事項として非選定とする理由で工事の方なんですけども、そちらでは、「配慮書段階では選定しない」って書いてあって、このように書いてあると、方法書以降でこれは必ずちゃんと選定してくれるということが読み取れますが、一方で、4-3 ページの方は、供用に関しての計画段階配慮事項として選定、非選定の話が書いてあるところですが、「計画配慮事項として選定しない」と書かれていて、先ほどの「配慮書段階では選定しない」に比べると、書きぶりとして、ここではしないということはこちらも書かれているんですけども、4-3 の方の記述では、この後どうするのが読み取れないんですね、論理的には。なので、念のための質問ですけども、ちゃんと方法書以降で、騒音に関する調査・予測をして、場合によっては新たな対応をするっていうことでよろしいんですね。

【参考人】

現段階でパネルの配置がある程度決まってる段階で、騒音が発生するようなパワーコンディショナとかの配置計画まではまだ決まっていないような状況でございます。今後、計画を進めまして、その配置する場所と近接している住居等の位置関係を考えまして、当然必要であれば選定して、調査、予測及び評価を行います。それで、ある程度、200mも、300mも離れるような、そういった位置関係であれば、方法書の段階で設定しないという可能性もございます。いずれにしても、方法書の段階では、対象としないということを検討しまして、その結果を記載するという考えでございます。

【永幡委員】

はい、分かりました。

【平野会長】

はい。今日の挨拶にもありましたけど、みんなで一緒になって環境影響が少ないものを考えていきたいと思いますという会議ですので、ぜひですね、どこまで具体化してるか分かりませんが、方法書段階で今お話のあったソーラーパネルの場合、騒音源はパワーコンディショナだけです。そのパワーコンディショナ

の配置を適切になるべく住居から離していただいて、しかも送電鉄塔に近いような場所で作っていただくと、ここだからもう大丈夫でしょみたいなこともあり得るわけですね。その上でも懸念されるんだったら方法書の調査方法に書いていただいで確認いただくっていう段取りになっていくと思いますので、ぜひ回避、軽減措置と一緒に考えていくってことを進めていただければと思います。

【参考人】

はい、承知いたしました。極力計画段階から環境影響の少ないような内容となるように、検討してその結果を方法書にも記載して参りたいと思います。ありがとうございます。

【平野会長】

よろしくお願ひします。要は配慮した上で計画をし、配慮したものについて調査、予測を行って、大丈夫であることを確認するという流れが一番美しいかたちでございますので、もしくは調査した結果、大丈夫じゃないことがわかったら、さらに計画を練り直すってような段取りが美しいかたちでございますので、ぜひそういうかたちで進めていただければと思います。

【参考人】

はい、承知いたしました。

【平野会長】

石井先生どうぞ。

【石井委員】

菅生の計画予定地では、放射能が低いから何も考えないということになってはいますが、それは数値として、しっかりとどこかに書いてあるのでしょうか。

【平野会長】

基本的には、今回の事業者の回答(資料 1-3)として、方法書ではちゃんと対応するというお話をしてくださっています。その上で、村田町長意見も同様に、参考にされている放射線量の測定の値がアスファルトの上とかですね、そういう違うところでやっている可能性は極めて高いので、慎重にやっていただきたいというご意見もいただいておりますので、そこも踏まえてください。いかがでしょう。参考人の方。

【参考人】

配慮書につきましては、既存資料で公開されているもののみを記載しておりますので、今回の村田町内の事業実施想定区域内でのデータは、現在ございません。ご指摘いただいたように、今は状況がわからないということを踏まえまして、切土する範囲ですとか、ホットスポットになりそうな、ある程度低地の部分ですとか、現況が把握できるような地点を選定して、どういった調査方法で行っていくかということの方法書の方に記載して参りたいと思います。それに従いまして調査も実施していくという考えでございます。

【石井委員】

はい。よろしくお願ひします。

【平野会長】

よろしくお願ひします。簡単な放射線量調査を行っていただいで、数値が高そうだったら、きちんと方法書でも入れていただくってような段取りですかね。

【石井委員】

はい。そうです。

【平野会長】

はい。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。村田町長もご懸念なさっています。モニタリングポストの位置が、両方ともアスファルトやコンクリート上の測定地点になっているので、蓄積してしまっていて、除染されていない山林区分とは状況が違ふだろうということです、対応をお願ひしたいと思います。他いかがでございましょう。山本先生どうぞ。

【山本委員】

飛び地になって、第一段階でほとんどソーラーパネルが載ってるような図面が出てくるということは、県内にソーラーパネルを置く適地が減ってきていることの現れかなということが推察できるんですね。風力の場合には複合影響ということで、前の事業を表記するようなルールになっていますが、そろそろソーラーパネルも、図にしないでいいと思うんですが、県内のソーラーパネルの発電所の開発実績みたいなものが表になって現れて、今のところ、例えば10年さかのぼると何ヘクタールの開発が行われているかといったような、面積の積算のようなものを方法書の段階で出していだけないかなと考えております。これは答申に関わるとのことよりは、直接コミュニケーションができるこの機会にぜひお願ひとして、方法書段階での記載を検討していただけないかということでございます。

【平野会長】

今のご意見とどちらかという事務局ですかね。空撮を見る限りは、菅生周辺にはソーラーパネルはそんなに並んでないように見えますので、今後累積影響をきちんと考えていく上で、まずは事務局サイドがどこにどれぐらいのソーラーパネルがあるかをきちんと把握できるような状況作っていただきたい。事務局の方いかがでしょう。よろしくお願ひします。

【事務局】

承知いたしました。

【山本委員】

よろしくお願ひします。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。他いかがでございましょう。太田先生どうぞ。

【太田委員】

はい。前回欠席して申し訳なかったんですが、先ほども災害関係で調整池とかを建設することになるだろうというお話があり、災害対策は重要なんですが、そういう造成をしますと、やはり地上性の動物に対する影響、あるいは、水生の動物に対する影響が大きくなりますので、まだ配慮書段階ではありますが、今後、その地表性ある水生の生物に関する調査を、場合によっては新しく、造成して池を作ってしまうので、事後調査まで視野に入れて環境影響に対する調査を考えておいていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【平野会長】

いかがでございましょう。

【参考人】

はい。まずはご指摘いただいたような、地表性の動物ですとか水生動物についての生息状況と重要種も含めて、どういった動物が生息しているのかということ調査しまして、その結果を踏まえまして予測、評価を行って参ります。予測、評価の結果、事後調査が必要だというふうな判断がされれば、当然、事後調査計画を策定いたしまして、順次計画に従って事後調査を実施するという考えでございます。まだ調査前の段階でございますので、まだどうなるのかは未定でございます。基本的な考えとしては、必要であれば、当然事後調査を検討して実施していくという考えでございます。以上です。

【平野会長】

太田先生よろしいですか。

【太田委員】

はい。わかりました。特に調整池とかも、ご注意をお願いします。

【参考人】

はい。承知しました。

【平野会長】

よろしく申し上げます。要は結構大規模な開発になりますと、先ほど申し上げましたように、調整池の容量が大きくなりますので、その調整池を造ること自体が、両性類にとっては大きな環境改変になるということですね。なので、例えば分散型にするとか、どちらが環境影響少ないのかは、ぜひ専門家とご相談いただきながらだと思いますが、そういった工夫も踏まえた設計をしていただけるといいなと思っております。よろしく申し上げます。他いかがでしょうか。由井先生どうぞ。

<由井委員, 接続確認>

【平野会長】

先に御意見、御質問ございますでしょうか。牧先生、いかがでしょうか。

【牧委員】

植物に関して、先程御回答いただいたようなかたちでしっかりと調査をしていただいて、希少種が出てきた場合にはその対応を考えていただくということで、まずはよろしいかと思えます。

【平野会長】

植物に関しては、まずは調査が必要だということですね。事務局、由井先生と連絡が取れましたか。

【事務局】

由井先生に電話いたしまして、音声は聞こえていたようですが、ご発言ができない状態とのことでしたので、入室し直していただくこととしました。

【平野会長】

承知しました。他いかがでしょうか。では、私から。前回の最後の方ですね、CO₂の排出量の試算のところでご回答いただいてたんですが、11kmの部分だけを別にと話をしていただけてますがそれに先程私が申し上げたですね、送電のためのロスをきちんとカウントいただいて、どれぐらい不効率になってし

まっているのかって話を盛り込んでいただければと思います。よろしいですねその件。

【由井委員】

由井です。ページ3の動物の①。

【平野会長】

希少種に関する内容ですか。

【由井委員】

大丈夫です。いるか、いないかわかりませんので。

【平野会長】

そうですね。

【由井委員】

これはICレコーダーで調査するのが一番いいと思います。それから、この“なく”はサンズイじゃなくて口偏の“鳴く”ですので、悲しい方(の「泣く」)ではないので、訂正してください。

【参考人】

はい。失礼いたしました。修正いたします。

【由井委員】

それから次の②ですけれども事業者回答で哺乳類、両生類、爬虫類となっているんですけれども、歩行性で飛べない昆虫のオサムシとかも入りますので、昆虫類も入れて欲しいと思います。いかがでしょうか。

【参考人】

はい。申し訳ございません。記載漏れでした。地上性の徘徊性昆虫についても、配慮するような状況になります。

【由井委員】

以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。非常に貴重な里山の環境であるということで、昆虫も含めて多様な動植物の存在が想定されますので、ぜひ丁寧な調査をお願いしたいと思います。

はい、他いかがでございましょう。よろしいですかね。それでは、これで質疑の時間を終わりにしたいと思います。参考人の皆さんありがとうございます。退室していただいて結構でございます。

【参考人】

はい。ありがとうございました。

<参考人退室>

②(仮称)菅生太陽光発電事業 計画段階環境配慮書について(答申:答申形成)

【平野会長】

はい。それでは引き続き、答申案の形成について進めたいと思います。事務局の方から資料 1-6, 主に 1-7 をベースにご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

資料 1-6 及び資料 1-7 について説明

【平野会長】

はい、説明ありがとうございます。先生方がかたがでございましょう。由井先生、お願いします。

【由井委員】

はい。(4)の動物のハ、地表性はですね、もうちょっと広く、歩行性にしていただきたいんですが、太田先生よろしいですかね。それからハの一行目の末尾、「生息する種を把握すること」というのを、「生息する種やその行動生態を把握すること」としていただきたいです。なぜかと、村田町長さんが、大型哺乳類のことも心配されていたので、哺乳類を入れて、そのことも読み取れるような文章にしたつもりですので、よろしくお願いします。以上です。

【平野会長】

はい適切な修正と思います。ありがとうございます。太田先生、それでよろしいですよ。いかがでしょう。はい。どうぞ。

【太田委員】

今、由井先生が変えたところ、それでよろしいと思いますが、ついでに同じところを。先ほど私が指摘した調整池のこと、その後段のところの資材の輸送路とかというところに、足してもらえませんか。

【平野会長】

はい。事業計画の具体化にあたっては、輸送路の新設や拡幅及びフェンスの設置及び調整池のとか何か入れるんですね。はい。先ほど私も申しあげましたように、調整池が大きくなりそうなので、それなりに配慮したかたちでやっていただく必要があるかと思いますので、入れましょう。文言は、お任せいただけるとありがたいですが。はい。他いかがでしょう。村田先生、お願いします。

【村田委員】

はい。温室効果ガスなんですけども、全般的事項の(4)で仙台市内の方を除外することについて書かれてるんですが、僕がこの間書いた温室効果ガスに関する自営線云々のところは、これだと埋設というか自営線のとこだけ別にしろって書いたみたいになってるので、仙台市内にすごく狭いんですけども想定区域あって、それも含めて菅生から出てくる、全く無駄な分っていう感じに見えるんで、それ全体としてどれだけCO₂の排出で損するのかっていう、そういうふう書き換えたほうがいいかなと思いましたが、どうですか。

【平野会長】

はい。分かりました。おっしゃる通りだと思います。逆に、村田先生の意見と村田町長の意見を踏まえてアセスメントとして言えるぎりぎりのところであり、除外指導まで書いてしまいましたが、明らかに不効率な事業ですので。

【村田委員】

そうですね。村田町長からもかなり厳しい感じで言われてますので。

【平野会長】

許認可権はないんですが、ぎりぎりのラインで書いていると。村田先生がおっしゃるように、要は盲腸部分ですよね、全部。11 kmの自営線にプラスして、茂庭地区につくられるソーラーパネルも含めて。

【村田委員】

はい。そういうのを含めて、そこでどれだけ損してしまうのかっていうことを明確にしろっていう感じにした方がいいかと思います。

【平野会長】

あとは、先ほど私が参考人の方に申し上げたように、この部分で多分 11 kmを、大元が直流のパネル 1 枚の電気だと、交流にするのか、直流のままハイボルテージにするのか別ですが、絶対に高圧化する必要があるんですよね。おそらく普通の技術でいくと、交流送電を選ばれるんじゃないかと思うんですが。直流送電というのは特殊なようですので。

【村田委員】

まじめにやるとそうなんですけど。要するに、法律的に抜けるだけだったら、繋いでおいて実質電気が流れなくてもOKっていう感じになっちゃう可能性もありますよね。

【平野会長】

もしそうだとすると、本当に、物理的に電線が繋がっていても電気は届かない。それでも、茂庭で開発したことになるのかっていうのは、ぜひ資源エネルギー庁に確認いただきたいんですけど。

【村田委員】

そうですね。本当に抜け道的に繋がっているだけっていう感じになっちゃうんじゃないかという気はしますね。環境面では何のメリットもないんですよね。

【平野会長】

本気で電気が届くようにすると、先ほど言ったように、それこそ東北電力から電気を買ってですね、相当高圧を上げるような装置を置いて、多分それは電気食っちゃうんですよね。何とか送るという赤字事業になる。

【村田委員】

デメリットばかりっていう感じですね。

【平野会長】

なのでいずれにせよ、その送電技術を含めてきちんと評価なさいとかたちに書き換えようと思います。全体と送電に関わるロスも含めて。事務局、電気が届かなくっても電線が物理的に繋がってるという状態で、系統連携がされてる同じ発電施設であるっていうふうに認めるんですかって、ちょっと強めの質問を資源エネルギー庁に聞いてみてください。

【事務局】

承知いたしました。

【平野会長】

他いかがでございましょう。

【事務局】

事務局でございませけど、よろしいでしょうか。

【平野会長】

どうぞ。

【事務局】

はい。野口委員から事前に御意見をいただいておりますが、よろしいですか。

【平野会長】

はい。どうぞ。

【事務局】

代読いたします。『個別的事項(5)植物 イ の項目について、方法書段階までの絞り込みの際に、谷埋めを避けることを勧める文言としたいので、「想定区域は、小さな谷が幾つも入っているような入り組んだ地形であり、湿ったところに生育する植物の希少種が存在する可能性が高いことから、想定区域および発電設備設置範囲の絞り込みの際に、谷部分の保全を優先的に検討すること。また、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価し、希少種の生育が確認された場合には影響を回避する措置をとること。」等としてはいかがでしょうか。』という御意見をいただきました。以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。谷地形のところは、環境的にはかなり重要である可能性が極めて高いので、この(5)植物のイを、まず回避措置をちゃんととるような計画をして欲しいという部分と、その上でちゃんとした調査をして、それでも駄目な場合、さらに、回避軽減措置をとってくれという2段階構えで、先ほど私が参考人の方に申し上げたような内容に、具体化して書けというご指摘ですよね。はい、その通りかと思えますので、よろしいですね。他に修正点ございますか。なさそうですね。それでは、今ご指摘の点を修正したものを、事務局及び会長に一任いただけますでしょうか。はい。実際のところはいつものようにメールでは確認いただいて、再修正もいたしますが、会議録上必要でございませので、事務局及び会長に一任いただいたということで進めさせていただきたいと思えます。はい。ありがとうございます。それではここで休憩に入りますか。15時15分をぐらい目途に再開でよろしいですかね。およそ10分休憩。はい。事務局、次の参考人の方の入室をよろしく願います。では暫時休憩に入ります。

<参考人入室>

③(仮称)川崎ウィンドファーム事業 計画初段階環境配慮書について(答申:質疑応答)

【平野会長】

はい。それでは再開したいと思います。

審査事項2ですね、(仮称)川崎ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。本件には希少種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれていないとの報告を受けておりますので、分けずに審査を進めて参りたいと思えます。まず、資料2-1から2-2について、事務局の方からご説明ください。そ

の後引き続き、資料 2-3 から 2-5 について参考人の方からいただければと思います。それでは、よろしくをお願いします。

【事務局】

資料 2-1 及び資料 2-2 について説明。

【参考人】

資料 2-3 から資料 2-5 について説明。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。まずは欠席の委員からのご意見等々ありましたら事務局から。

【事務局】

事務局でございます。欠席委員からの意見はございません。

【平野会長】

はい。先に全般的な話を私から少しだけ。絞り込みの件なんですけど、よくわからなかったんですが、これ事務局に確認した方がいいのかな。複数代替案としてですね 4000kW 級と 6000kW 級の風車が複数代替案になってるんですけど、これ環境改変という意味においては、あんまり関係ない気がするんですよ。それは複数代替案とみなしていいんですか。要は場所が違うのを複数代替案というは勝手に思っていたんですが、事務局いかがですか。はっきりしなければちょっと環境省の方に確認いただければと思います。それで、これは参考人の方に質問なんですけど、これだけ例えば国定公園の部分を外す、重要な地形に関しても外すということで、随分稜線を外しておられるんですけども、最大基数が 23 から 19 までにしか減ってないのは少し気になったんですが、これはそんなもんなんですか。これだけ稜線を外しても、4 基しか減らないのがすごく気になったんですが。

【参考人】

当初 23 基で仮の配置というのを検討して、それを見ながら、国定公園の部分を外しました。外したところ、23 基が 19 基になる計算になったということになります。

【平野会長】

今後の絞り込みをどうされるかが、結局はっきりしなかったんですが、要は 23 基を 19 基にしましたという話を中心になっていますが、19 基をこれからどうなさるんですか。稜線はまだどんどん落としていく予定がある、それで絞り込みを達成されると、そういうお話でしょうか。

【参考人】

今後の絞り込みに関しましては景観面の影響であったり、あとは今後実際の現地調査で、明らかになってくる動植物への影響であったり、そういったものを勘案して、建てられる稜線部分が減っていくと考えておりますので、その分基数は減っていくだろうと考えております。

【平野会長】

はい。分かりました。では、先生方、質問コメントいただければと思います。はい。伊藤先生お願いします。

【伊藤委員】

はい。前回文書で意見を申し上げて、各回答をいただきました。その指摘事項に関する事業者回答についてお尋ねしますが、地形・地質の①に対する回答の中で、国土数値情報を使っていて、そのGISデータ化するとき確認がとれていないものが載っていないので、「第3回自然環境保全基礎調査」で図が作られておりますけれども、それが今回のGISデータの方で出てないのは、御社の認識では現存しない可能性があると考えているというふうに回答されています。しかし、地形とか地質に関わるようなものに関して、大規模な人工改変があった場合には、おっしゃる通り、現存しない可能性もあると思いますが、一般的には、地形地質に関わるのは、今回は特に滝とかのことを指摘しているんですけども、そういったものがこの期間でなくなるって可能性は、なかなか私には理解できなかったんですが、そちらについてご説明いただければと思います。

【参考人】

こちらの方の回答ですけれども、国土数値情報のホームページ上にそのように書かれていたということでございます。ですので、実際には方法書等では現地調査等をして、確認は必要であるとは思いますが、現時点では、この数値を各都道府県にて確認して、答えがなかったものは載せてないということで、ホームページ上に書かれております。

【伊藤委員】

はい。ありがとうございます。確認が取れなかったから、ないというふうに判断するのは、危険なのかなと思ひまして。先ほども申し上げましたけども、地形とか地質っていうのに関わるような景観がなくなってしまうっていうふうに御社は回答されているので、そこが少し気になったということです。私もホームページを見てGISの情報のところですね。そこで、こういった内容が書いてるのはわかるんですけども、原典のものから、それを抽出してGIS化するとき、その作業の中で外されただけであって、滝がなくなる、或いは溪谷がなくなるってことはなかなか想定しにくいと思うんですよね。それについて御社の回答では、現存しない可能性があるっておっしゃっているのがちょっと不思議だったんです。植生であるとか、動物の場合です、もしかしたら、何らかの影響を受けてそういったものが現在生息していないとか、そういった可能性はあると思うんですけども。大規模な人工改変とかがない場合にはなかなか、滝がなくなるとか、或いはダムが作られて溪谷自体が水没してしまうということは、もしかしたらあり得ると思うんですけども、そういったもの以外ではなかなか想定しにくいと思うんですが、いかがでしょうか。

【参考人】

はい。先生の言われる通りだという点もありますので、今後、滝とか、そういったものについては、ホームページに載っていないからと言ってもできるだけ載せた上で、確認できなければ、方法書以降で外すような方法を考えたいと思います。

【伊藤委員】

はい、ありがとうございます。こちらのGISデータですね、全部面の情報も線の情報も全て点データで表現されてるかたちになっているので、御社はその情報を使っているんで、面情報も点データとして表現されているって問題点もあるので、ちょっと面倒だとは思いますが、やはりその原典の、私が指摘した図を見て確認していただいて、ちょっと手作業になってしまいますけれどもその部分は、そちらをやっていただいて、それらの分布状況と想定区域との関係がきちんと分かるかたちで表現されて、さらにそれを踏まえて評価していただいた方が、より良い適切な評価に繋がっていくのではないかと考えております。それに関してはそういうかたちで対応していただけるような、ご回答はいただいておりますけれども、改めてお願いいたします。

【参考人】

はい。ありがとうございます。

【平野会長】

はい。この点は他の回答もそうなんですけれど、この環境アセスメントというのは、環境への影響を見ながら、なるべく環境への影響を回避したような事業にさせていただくためのものなんですね。そうすると環境への影響に関しては、全部危険側、危険側で慎重に対応いただく必要があるんですが、今の件に関してはGISで載ってないからそれで大丈夫ですと、そういう危険側を取ろうとする姿勢が見られなかったことに関する懸念でございますので、万事そういうところが見受けられますので、ぜひ方法書以降は慎重な姿勢を持ってですね、調査に取り組んでいただければと思います。

はい。他いかがでございましょう。私から景観の話を見せていただいてもよろしいでしょうかね。できますれば画面共有でもう一度、動画の方がいいですかね。見せていただけますか。

【参考人】

承知しました。動画の方に切り換えます。

【平野会長】

はい。私は別途いただいでるので、見てますけれども。フォトモンタージュを評価なさる時にぜひ注意いただきたいのは、これはかなりの広角レンズで撮った写真ですかね。どれぐらいの画角で撮っているのか。要は、実際に見ている大きさの感覚ときちんと合わせる必要があるというのをご理解ください。今後、住民説明会等々、さらに続けていかれると思いますが、その時もそれを意識していただきたいと思っています。この写真ですと、おそらく、実際の見えの大きさよりも風車は小さく見えるような写真になってしまっていると思います。なので、そこをきちんと調整いただく、もしくはそういうバイアスがかかっていることをきちんと説明した上で見ていただく等々の対処はとても重要かと思っています。まず、質問なんですけど、このフォトモンタージュは動画になってますけど、国定公園区域にも風車を建ててますか、建てていないものですか。

【参考人】

こちらは国定公園区域を除外した、19基でのモンタージュ及び動画になっております。

【平野会長】

それでこの大きさなんだ。いくつか指摘しておきますけど、このフォトモンタージュで気づいたことって言ったら変ですけど、理解いただきたいのは、これ送電鉄塔が一つも写っていないのはわかりますかね。このお釜展望台からの風景に、人為的なものっていうのは、展望台からお釜の下の方に降りていく道と、その柵だけなんですよ。その遠景の中に一切、人為的なものが見えない景色になっています。これが極めて重要であることをまず理解いただきたいんですが、よろしいですかね。その上で、今回配慮書ですので、仕方ないと言えば仕方ないんですが、景観の予測に関して、全部送電鉄塔の基準を用いた垂直見込み角だけで評価なさってますよね。しかも引用の中にですね、国定公園のガイドラインがございませよ。ガイドラインに非常に丁寧にいろんなスカイラインを切断する、しないとかですね、眺望対象に対してどうか、主眺望方向へ介在するかしないかとか、非常に丁寧なガイドラインになっております。それをちゃんと参照いただいて、予測結果の欄に垂直視野角がこれだけだから、問題ありませんとかですね、そういう表現は一切やめていただきたいと思っています。なおかつ、その垂直視野角についても、これ送電鉄塔の基準でございませよ。送電鉄塔と風力発電施設は、目立ち方が全く異なります。送電鉄塔ってスケルトン構造という骨組み構造物ですので、一つ一つの線が細いんですね。なので、例えばちょっと湿度が高まると、その一本一本の線が見えなくなって全体がぼやけてはっきりしなくなります。で

も、風力発電施設っていうのはマッシュ、要は太い棒でございますので、そういう効果で見えにくくなる
ことがほとんど期待できません。おまけに、回転して動くという誘目性を持っていますので、送電鉄塔の
基準を用いる限りは、極めて過小評価になることが明快でございます。極めて過小評価になることがわ
かっているのに、その文言をそのまま使って、「気になるようになるが、圧迫感を受けない」とかです
ね。そのままの文言で評価しているのは極めて不誠実な態度です。分かりますかね。他に基準がないからし
ようがないんですけど。要は過小評価になることをきちんと理解した上で、評価を展開いただきたい。な
おかつ、このガイドライン、国立国定公園のガイドラインですね。それにもっといろんな詳細な項目ござい
ます。それを定性的で構いませんので、きちんと評価いただきたいです。その中で最も注意いただきたい
のは、先ほど申し上げたこのお釜の展望台からの景色に、風力発電施設以外、人工物が見えないと
いうことです。山水画の世界で「テンケイ(添景・点景)」というものがあるの、ご存知ですかね。添える景
と書いたりもするんですが、一般的には100点満点の「点」を書く場合が多いですが、風景画や山水画
の世界で、生の自然の景色を変えても、人間は居心地のいい景色に見えないんですね。それに対して、
人為的なものを差し込む、よく使われるのはあばら家とか、小舟とか、道とかなんですが。そういうもの
を差し込むことによって、荒涼とした自然の美しさではなくて、人間味のある温かみのある自然に見え
るっていうガラッと意味が変わるっていう効果があることが知られています。それを考えますと、現在、こ
のお釜展望台からの景色というのは人為的なものが一切見えない、荒涼とした生の自然の強い景観です
ね。凜とした強い景観になっている。それに風力発電という人為的なものが加わることによって、大きく
意味が変わることをまずご配慮ください。そういう意味において、一切見えないようにしていただきたい。
一つでも見えたら意味が変わっちゃいます。点景効果を発揮して、お釜展望台からの景色の意味を変
えてしまいますので、ぜひ回避措置をとっていただきたいと思っていますが、残念ながらこんなに見える
んですね。数えると19基のうち18基ぐらい見えてますよね。ほとんど全部見えるんですね。というこ
とは確実に、深刻な影響をお釜展望台からの景観に与える事業であるということ間違いありません。分
かりますか。1番遠いやつの垂直見込み角はそんなに大きくないかもしれませんが、ぜひこれも覚えと
いていただきたいんですけど、満月って、結構大きく見えるじゃないですか。あれは見えの大きさが30
分なんです。もちろん月が近い時と遠い時がありますので、多少ずれはあるんですけど、おおよそ30
分です。要は1度の半分です。送電鉄塔の基準を使うと、要は1度よりも小さければ、ほぼ気になら
ないみたいな話にすぐなるんですけど、満月は30分なんです。ブレードが回転して、誘目性を持つて
いる風車、特に回転翼の部分の半径が30分でも満月級に見えるってことです。分かりますかね。なので、
ここからの景色は確実に回避をいただきたいんですけど、残念ながら回避のしようがなさそうなので、もう
景観的にはこれはゼロオプションを考えていただくしかないと思います。何か山形道の方に寄せれば、
見えなくなるんじゃないかと、ちょっと淡い期待を持っていたんですが、ちょっと下げるとか、何とかして
も2、3基しか建たない気がするんで、そうすると多分事業採算性は成立しないですよ。いずれにせよ、
お釜展望台からのフォトモンタージュだけで、どうにもならないことがわかりましたので、それを指摘して
おきます。

同様に、方法書に進まれる場合はですね、先ほど申し上げましたように、この垂直視野角、見込み角
だけで評価をなさらないでください。ガイドラインにいっぱいいろんな技術的な指針とか書いてあります
ので、それを定性的で構いませんので、すべての観点からどうであるかって話をしてください。特にスカ
イラインを壊すような景色というのは、今回の場合はお釜展望台からの景色ですとスカイラインへの影
響ってのは、ちょっと微妙な感じ。手前のスカイラインの向こう側なので、風景にとっては2番目の
輪郭線ぐらいのところ、建っておりますので、これはこれで影響が大きいという判断せざるをえないと
思います。川崎町内から普通に見たときは、青空との一番大きな輪郭線のところに屹立することにな
ります。これも相当影響が大きいと思われまして、是非、参照いただいているガイドラインの全部の内容
をちゃんと見ていただいて、支障の程度、どれぐらい影響が出るか、それをどう回避・低減するのか含め
てですね、きちんと検討いただきたいと思っています。ただ、お釜展望台からの景色だけでいうと、ほぼゼロ
オプションを考えていただかない限りは、景観的な影響は避けられないというのが、今回、フォトモン

いただいたらそればかり話しましたが、前から申し上げてますように川崎町内、蔵王町内からの代表的な景観はもっと影響大きい可能性があります。大きく見えますので、蔵王山への眺望も相当阻害するものと、考えられますので、本当に慎重に取り組んでいただきたい。ガイドラインで評価なさる時は方法書では垂直見込み角の定量的評価で紋切り型に送電鉄塔のもので評価して決着つけるなんていうようなめた真似はしないでください。徹底的に、定性的評価で構わない、この観点から見るとこういう構図になっているから問題ない、この観点から見るとこういう構図だから、影響が大きいと考えられるというように適切にガイドラインを運用してください。一番わかりやすい簡単などころだけ持ってくるのはやめてください。それぐらい、景観的に重要なところに手をつけようということをもうちょっと自認いただければと思います。

はい。お待たせしました、石井先生どうぞ。

【石井委員】

このフォトモンタージュについて。実際に私は、お釜の展望台に何回も行ってきます。このフォトモンタージュからこのぐらいの大きさに見えるということは、実は、展望に行くと、人間の目の解像力っていうのは結構良くて、この写真で見えるぐらいだとかなりの大きなものが見えて、おそらく風車の羽がグルグル回っているのが見えるぐらいになると思います。だから、実際に展望台に上ると写真で見ると遥かに大きく見えます。しかし、写真を撮ると小さく写って見えるというのが現実なんです。だから、このぐらいに見えるということは、ここに実際に立って見ると非常によく見えるっていうことで、確実に景観は損なってしまうということなので、先ほどこんな小さく見えますって言った表現がすごく気になっています。そうじゃなくて、このぐらい見えたなら大きく見えるということ、認識して欲しかったということで、コメントしました。以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。石井先生おっしゃる通りだと思います。ちなみに傍聴人の方もいらっしゃるの、補足的に言いますと、ランドルト環ってありますよね、視力検査をするC型のやつ。あれが、視力1.0のところは1分です。なので、普通の標準的な視力の方がはっきり見える大きさということ、1分というのは、1度と言うのはその60倍で、しかも回転して誘目性もあって満月が30分というのもぜひ覚えておいてください。

はい、内田先生どうぞ。

【内田委員】

全然違う質問でもよろしいでしょうか。温暖化ガス排出量ということで、風車の発電力量相当の二酸化炭素削減量ということで算出されているんですけども、こちらの比較対象は、どういった発電法になりますでしょうか。

【参考人】

今回の削減量については、年間の発電電力量を出して、それに対して全電力の平均の原単位を掛けております。そこからCO₂の排出量の削減量を算出しております。

【内田委員】

その比較の発電のやり方っていうのは、石炭火力とかLNGとかそういうの全部の平均っていうことで、すか。

【参考人】

そういうことでございます。

【内田委員】

分かりました。それでですね、その質問は前振りでした、このように温暖化ガスの話が出てきますが、こういった環境影響アセスの委員会で、ほとんど宮城県で最近出てきているのが、再エネ関係の施設に関する審査なんですね。そうすると、なぜに進めるのかというと、二酸化炭素の排出量削減であるとか、温暖化ガスの排出量削減とか、広い意味で言うとそういうところになるんですが、なかなか先ほど質問のあった景観であるとか直接的にそこに住んでる人に影響を与える項目ではないような、温暖化ガスの話になるとどこか遠いところの話みたいになってしまうんですけども、ただ、今回アセスの観点から外れてしまうんですけども、この案件が非常に大きな話題になったということで、関西電力さんをはじめとして再エネ関係の施設を造っている会社さんが、この先いろいろな丁寧な対応を、住民に対して説明がつく、何故この場所で、こういう計画で、こういう施設を作らなければいけないのか、そういう納得できるようないろんな計画を方法書以降で示していかないと、関西電力さんをはじめとして、他の会社においても、ますます再エネの施設を日本全国で、展開したいところではあるけども、いろいろなところで、反対の動きが広がって行って、不信感が広がっていですね、非常にそういった施設が造りづらくなるんじゃないかというふうに、勝手に個人的に危惧しております。ですので、ぜひともこの施設がなぜここに必要なのか、なぜこういった計画でこういった大きくなるのかっていうのを、しっかりと方法書以降のところで、住民や、設置自治体及びその周辺自治体が納得できるようなかたちで示していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【参考人】

はい。ご意見ありがとうございます。今後方法書以降でしっかりとそこら辺はご説明をして、ご理解いただけるよう努めていこうと考えております。

【平野会長】

一つお願いしたいんですけど、住民の方々への説明は極めて大事です。それは全然否定しませんが、それ以上にですね、皆さん発電事業の専門家として、きちんと自己評価をしていただけませんか。要はこれだけ、例えば国立公園を含んだエリアを提案なさるとか、景観の影響が非常に大きいものを提案なさるとか、事業者として本当にその姿勢でいいんですかっていう気もするんですよ。そうじゃなくて、事業者として最大限環境に配慮します、当然住民の方々の声も聞きながら、さらに配慮していきますってそういう姿勢じゃないといけない気がするんですよ。住民の方々がいいって言えばいいみたいな話では決していないので、そこをプロとしてお忘れなきようお願いしたいと思います。ちょっと忘れがちで、すぐ住民の方々に説明しますという、住民が理解すればいいっていうようなスタンスでお話になってる気がしてならないので、それは全然責任逃れになりませんから。住民全員賛成したって、環境影響が大きいものは駄目です。それがプロとして当たり前の姿勢だと思いますので、よろしくお願いいたします。いいですか。

はい。他にはいかががございましょう。永幡先生どうぞ。

【永幡委員】

はい。永幡です。今のところにも若干関わってくるところなんですけれども、今日のいただいた資料の2-3の(事業者)回答ですね。その全般的事項⑤に対する事業者回答で、地域の皆様との対話をしたいと考えておりますと書いていて、もちろん地域の方々に対話をするのはとても大事だと思うんですけども、例えば先ほど石井先生がおっしゃってたように、石井先生も何回もここに行ってるわけですよ。でも、多分住民じゃないと思います。僕も、ここに2回行ったことがあって、でも住民じゃないです。宮城県の人たちのみんなのシンボリックな存在なわけですよ。そういうようなものに対して、じゃあ誰のものなかってことを考えたときに、地域住民だけに絞り込んでいいんでしょうかね。みんなの共有の財産な

わけですから、それに対して、何かを行うっていうときは財産を共有している人たちみんなに、ちゃんと説明する必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

【平野会長】

はい。私もそう思いますね。関西でいうと、何になりますかね、比叡山ですかね。要はもうみんなが愛してやまないシンボリックな存在なんですね。その風景に影響を与えるわけですから、決して、これは川崎町と蔵王町の方に、ちょっと申し訳ないけどやっぱり彼らの財産というよりは、宮城県民の財産だし、東北人の財産のような気もするんですね。ひいては日本の財産のような気もする。そういったときに、いわゆる環境影響評価の仕組みの中で、関係自治体として選ばれたところだけを対象に話を聞くのはちょっと違う気もするんですね。もちろん環境影響評価手続きとしてはそれでいいのかもしれませんが、ルールに則ってますので。その辺、事業者としてどのようにお考えか、少しご意見を聞かせていただけますか。

【参考人】

今いただいたご意見に関しましては、我々まだ具体的にそこまで考えが及んでいなかったもので、今後検討させていただきたいです。より広い範囲の皆様が愛着を持っているものだという認識のもとで、今後どうしていくかということは考えたいと思います。

【平野会長】

はい。ぜひよろしくをお願いします。関係自治体だけでなく宮城県民はおろか多分東北中で代表的な景観になってるといふシンボルであるという認識をお持ちだと思います、そういう山です。富士山の東北版と思っていただいたらいいですかね。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

他いかがでしょう。動植物でも気になることがいっぱいあるんですが、いかがですかね。牧先生っていらっしゃいます。牧先生の方からまずは、事業者回答を含めて、コメントいただければと思います。

【牧委員】

野口先生が今日出席されてないんですけども、(前回の審査会で)野口先生のご発言にKBAとかです、或いは特定植物群落があって、その部分は除外した方がいいんじゃないかというコメントをされたかと思います。それに対して今回のご回答では、できる限り外すというようなご回答だったと思うんですけども、「できる限り」っていうのは、ここで言うおられる意味合いとしてはどれぐらいの意味なんでしょうか。

【参考人】

現状がどうなっているかっていうところが、まだちょっと見えてない部分もございまして、具体的なところまでまだ踏み込んで、どれぐらいとかいうのがちょっと難しいんですけど、やっぱり現地調査で、既存資料で示されておりますけど、実際にどういう地質のものがどれぐらい広がっているかというのをきちんと押さえた上で、具体的な事業計画等を重ね合わせながら、検討していきたいと考えております。

【牧委員】

その結果として、KBAにしても特定植物群落についても、かなりの面積なので、それを外さなければいけないというふうになった場合に、そこにまず風車を十分な数を建てられるかどうかっていうのが、疑問に思ったんですけども、そういった場合にはもう撤退せざるをえないという、お考えなのか或いはその範囲で建てられたら建てるというお考えなのか、その辺をお聞きしたいんですが。

【参考人】

実際の調査で、ここには建てられないというようなエリアが大部分を占めるであるとか、そういったことになりましたら、そういったところには建てられないということになりますので、自然に事業として成立しないものになる可能性はあると思っておりますし、今はで配慮書でございますので、事業をするしないということを決定している場面ではもちろんございませんし、今後事業ができるかできないかも含めて、環境影響もそうですし、その他のいろいろな調査であったりとか状況であったりと、それらを含めて総合的に判断したいと思っております。

【牧委員】

ありがとうございます。植物に限定して言えばそこに何かあるかっていうようなことはまだ、現時点でよくわからない。指定地域を外していただいたのは、それはそれでいいことだと思いますけども、そこに何かあるかわからない現時点ではですね、あまりはっきりしたことをこちらも言うことができないというのが実情です。よく調査をされるということが非常に重要だと思いますので、その辺ぜひよくやっていただければと思います。

【参考人】

かしこまりました。ありがとうございます。

【平野会長】

はい。ぜひ、よろしくお願いします。そういう事業の実施可能性のリスクの評価に関しては、最初の国定公園に入れておられるとかですね、今回の文献調査レベルでも普通分かったら入れないだろうというのが随分入っております。例えば、最低事業採算性からいって10基建てないと採算が合わないとしませよ、実際の数字は知りませんが。そうすると、どんなに影響があっても10基を無理に建てちゃうんじゃないかこの人達は、という気にさせられる状況であることはご理解くださいね。

【参考人】

決してそういうつもりではございません。

【平野会長】

そういうつもりじゃないというのであれば、そういう姿勢で、書類も全部作っていただきたいですし、そうじゃないのが見え隠れするのが少し気持ち悪いので、それはご承知おきください。

【参考人】

かしこまりました。

【平野会長】

由井先生、鳥類の件を少しお話しいただけるといいんじゃないかと思っておりますがいかがでしょう。はい。

【由井委員】

はい。希少種はたくさんいると思います。全ての動物相につきましてね。それでIBAとかKBAとかは、その内容をチェックして、それに対応した調査をしてくれという意見を出したわけです。具体的な名前を出しませんけど、民間の方からも要望書が出ておりましたし、実際には、その要望の中身は、宮城県の報告書にもすでに載っている種類なんですけども、この話題が広がると、その対象種に迷惑かかりますからここではあえて申し上げませんが、後の方見ますと、会長がちゃんと入れていただいているので、そこで少し文言追加しますので、現在はそこまでです。はい。

【平野会長】

分かりました。ありがとうございます。鳥類に限らず希少動植物も相当いる可能性が高い場所がございますので、とにかく方法書をお作りになる際は、そういうのがうじゃうじゃいると。そのためにどれだけ、しかもその生態系を擾乱しないように、適切な調査を行えるかという、結構難しい仕事になるかと思えますので、ぜひよろしく対応をお願いしたいと思います。

はい。他いかがでございましょう。太田先生どうぞ。

【太田委員】

はい。今の関連してですけれども、どうしても風力発電だと、鳥とかコウモリとか飛翔性の動物の方ばかり話が向いてしまうんですが、地上性、或いは当然、沢とか入り込んでますので、魚をはじめとした水生の昆虫とかも含めてですね、水生の動物・植物もあると思うんですけども、そういうものに対する影響についても、もし方法書以降に進まれるんでしたら、十分気をつけていただきたい。それから、いろんな国定公園をはじめとした区域を除外されるというお話でしたが、除外してもなお、この辺生物が豊富な地域だと思いますので、或いは重要種でない種にも、十分気を配っていただきたいと思えます。よろしいですね。

【参考人】

はい。ご意見として承りました。今後は水生昆虫、や植物について、ご意見を踏まえて慎重に検討していきたいと考えております。

【平野会長】

はい、よろしく申し上げます。どれだけ地図で見ても民家がほとんど見当たらない、林道も極めて少なく見えるエリアというのがどれだけ自然が豊かなのかということぜひ、想像しながら取り組んでいただければと思います。はい。他いかがでございましょう。太田先生、まだありますか。

【太田委員】

それでちょっと言い忘れてましたけれど、まだこの段階では全然地図とかにも示されてない段階ですけど、道路とか、或いは調整池とかを災害防止のために計画されることになると思えます。そうすると地上性の動物にも重大な影響を及ぼしますので、そちらにも十分配慮していただきたいと思えます。

【平野会長】

はい。よろしく申し上げます。いいですね、参考人の方。

はい。他いかがでございましょうか。よろしいですかね。それでは質疑の時間をこれで終わりにしたいと思います。参考人の皆さんありがとうございました。

【参考人】

はい、ありがとうございました。

<参考人退室>

④(仮称)川崎ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書について(答申:答申形成)

【平野会長】

はい。それでは引き続き、答申案の形成について進めたいと思えます。事務局の方から資料 2-6, 主に 2-7 をベースにご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

資料 2-6 及び資料 2-7 について説明。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。事務局とも話をしたんですが、すでに事業者が対応すると言ったことも、一応我々がこういうことを公式に述べたってこと残すために、答申の中に入れてございます。この件に関してはいいですね。その方が多分、我々はちゃんと言うべきことは言っていると。それをちゃんと受け止めたのであれば受け止めて、事業者が変更してくださったという話は良いと思うので。この件はいいですね。なので、すでに、今日の質疑の中で対応しますとおっしゃってくださったことも、基本的に入れたままで、答申にしたいと思っております。

はい。いかがでございましょう。まずは由井先生、修正をお願いします。

【由井委員】

はい。動物ですね、(2)動物の口。会長からご意見を出していただいていたしまして。ここの文章が長くなるので、途中で切りたいんですが、3行目。「…希少猛禽類の生息の可能性も非常に高い」で終わりにします。あとは、だんだん変わります。「…このため、環境省の手引き等に従って、対象種に影響を及ぼさない方法で、十分な調査を行い、…」次は4行目の生息地ではなくて、そこが「…個体や行動圏を保全するための…」、あと以下同文になるんです。特定の種名を出さないでですね。それから、民間からの意見要望も多少踏まえて、このように変えましたので、よろしくをお願いします。

【平野会長】

はい。非常にさすが由井先生という、修正をいただきました。事務局の方でフォローできてなければ、個別に由井先生に問い合わせてください。非常にさすがという感じでしたね。はい。いかがでございましょう、他に。

すみません、景観のことを先に言っておきます。景観の口に関しては、今日私が話をした、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を使うのであれば、定性的項目も含めてちゃんと定性的評価も含めなさいって言ったので、その話を加えたいと思います。それはよろしいですね、皆さん。はい、ありがとうございます。景観は口を少し充実させる方向で変更したいと思えます。要は定性的内容も含めて評価せよと。

はい。永幡先生どうぞすみません。

【永幡委員】

はい。先程の由井先生が変更されたところなんですけれども、生息地を保全するための回避・低減措置になってるんですけれども、他の植物のところとかは回避するためにとかっていうふうに、低減ではなくて、回避しろとなってる所が多いと思うので、希少猛禽類もやはり重要だってことを考えると、これも低減は取って回避にしてしまった方が良くないかという意見です。

【平野会長】

はい、分かりました。これもその通りですね。種の名前は言いませんが、はい。

【由井委員】

はい。それで結構です。

【平野会長】

はい。それでいきましょう。

はい。他、いかがでございましょう。牧先生どうぞ。

【牧委員】

(3)植物のイなんですけど、これ全般的事項に、すでに指定区域を外すという記述があるので、なくてもいいのかなというふうに思うんですけども。もしかして事務局さんの方で、忖度して私の発言を取ってくれたんだとしたら、それは大変有難いことではありますけども。繰り返しになってしまうような気がするので、なくてもいいんじゃないかというふうに私は思いました。

【平野会長】

これ悩ましいですね、いや念には念を入れてと。重複は分かって入れてたんですが、どうしますかね。

【牧委員】

念押しと言うことで、入れてくださっているのであれば、それはもちろんそれで結構です。

【平野会長】

何か普段はなるべく重複してるやつを外してましたけど、この件は何か項目がいろいろあるので、個別的事項を見てもいろんな指摘事項があることが分かるようになっていた方がいいような気がするんですよ。いかがでしょう。

【牧委員】

はい、会長のおっしゃる通り、結構です。

【平野会長】

ありがとうございます。

他いかがでございましょう。山本先生どうぞ。

【山本委員】

はい。会長の方で、ゼロオプションも視野に入れてというご発言がございましたが、例えばそういう文言を答申に盛り込む場合には、早い段階の方がいいのか、文言としていれてはいけないことはないと思うので。ですから、どの段階がいいのかご検討いただけると。

【平野会長】

今日のフォトモンタージュを見た限り、景観への影響はゼロオプションにしないと避けられそうにない感じだったのがちょっと気になってはいるんですよ。ただ、アセスメントっていうのは、別に許認可をするプロセスではないので、そこまで踏み込んで書くかどうか悩ましいところなんです。過去に「ゼロオプションも含めて絞り込み」みたいな話を書いたケースもあったような気がしますので、入れますか。仕組み上問題ないですよ、「絞り込みにあたっては」みたいな感じで。例えばですね、今の全般的事項の1の最後、「…除外した上でさらに絞り込みを行うこと」っていうところで「…除外した上でゼロオプションも含めてさらに絞り込みを行うこと」って書くのはいかがでしょう。いい感じですよ。ちょっとアセスメントの権限ぎりぎりのところですけどね。あくまでも絞り込みの参考意見になるわけですが、はい。じゃあ、答申としては入れておきましょう。知事意見に反映するかどうか知事をご判断なさればいいことなので。事務局、問題ないですよ。山本先生よろしいですか、それで。

【山本委員】

はい。過去にそういう文言を入れて、強い意志を示したことはございます。

【平野会長】

はい。了解です。今のように修正したいと思います。
太田先生どうぞ。

【太田委員】

はい。動物のところなんですけど、地上性とかのが全然入っていないので、先ほどの案件(1 議題目)と同じ文言でいいかと思うんですが。ハとかで出してもらえたらありがたいかなと。

【平野会長】

はい。了解です。本当にあれですよ。何性の動物か関係なく、本当に、ほとんど人の手が入っていないエリアなので。

【太田委員】

はい。それで、絶対造成はされると思うので、土地改変されてしまうと思うので。

【平野会長】

はい。おっしゃる通り、先ほどの 1 件目の案件を参考にしながら、加筆したいと思います。ありがとうございます。

他いかがでございましょう。どうですかね。田口先生いいですか、何かございますか。

【田口委員】

大気については特にありません。大丈夫です。

【平野会長】

内田先生いかがですか。

【内田委員】

先ほど、なんていうか、環境影響項目以外のちょっと不規則発言をしてしまったので、考えていることは伝えました。はい。ありがとうございます。

【平野会長】

了解です。石井先生、放射線の出番はもう少し後ですよ。これはね。はい。それでは今いただいたご意見を基にですね、会長に修文は一任いただけますでしょうか。はい。ありがとうございます。一任いただいたものとして、実際にはまた例によって皆さんにメールで確認いただいて、答申したいと思います。はい。ありがとうございます。

(4)その他

【平野会長】

それでは最後ですね、「その他」でございませぬ。事務局から何かございますか。

【事務局】

事務局でございませぬ。委員の先生にはデータを事前にお渡ししておりますが、「蔵王風力発電建設計画の中止を求める会」から、6 月 30 日付けで環境影響評価技術審査会宛てに、(仮称)川崎ウィンドフ

アーム事業に係る計画に対する当団体の意見に関する上申書が提出されましたので、まずご報告いたします。

あとは事務連絡になりますが、本日審査承りました事業につきまして、追加のご指摘等ございましたら、7月12日(火)正午まで事務局宛にメールで送付いただければと思います。よろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、今回の審査事項1の(仮称)菅生太陽光発電事業につきましては、8月2日までに答申及び関係市町村長の意見を勘案して、知事意見を提出いたします。2番目の(仮称)川崎ウインドファーム事業につきましては、8月1日までに事業者あて知事意見を提出する運びとなりますので、ご承知おきください。

次回審査会につきましては、8月23日(火)、午後に開催する予定です。お忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本審査会閉会后ですが、事務局より連絡事項ございますので、回線を切断しないように、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。傍聴人の方が不思議な顔されてましたが、審査会の内容に関わらない連絡、連絡事項があるということですのでご承知おきください。委員の皆さんは残ってくださいね。

今の事務局からの説明に関して委員の皆さん、ご質問等ございますか。よろしいですね。それでは答申を作らなくてははいけないので、7月12日と言わず早めに追加のご意見をいただければ勘案いたしますのでよろしく。

はい、伊藤先生どうぞ。

【伊藤委員】

事務局からの連絡に対するお話ではないんですけども、ちょっとご意見を述べさせていただいてよろしいですか。

【平野会長】

はい、どうぞ。

【伊藤委員】

宮城県の風力発電のゾーニングマップが作られて随分経って、いろいろ今回も関西電力さんからご指摘やご回答もいただきましたけれども、(ゾーニングマップ策定に関する文書には)定期的に見直しをするということが書かれておりますので、現時点ですと、随分、土砂災害も自然災害もそうですけれども、もう少しいろんな情報も加えながらゾーニングマップについて見直しをしていくことが必要だと思いますし、その場合には、私たち実際に審査している委員の意見といいますか、情報なんかも加えていくと、これから参入を検討されている事業者さんも、事業を進めていく或いは審査を進めていく上で有用な情報になると思いますので、具体的にすぐいつまでにどうしろっていう話ではないですけども、見直しについて、まずは、どうするかも含めてご検討いただければと思います。

【平野会長】

はい。私の方から補足しますと、例えば私は景観が専門でございますが、専門の見地からここは駄目でしょうってところがグリーンになってたりして、実は県北の方の案件で、マップだとグリーンか黄色ぐらいまでグレーは入ってないんだけど景観的に重大な問題がある箇所も結構ありましたよね。今回のケースはグレーなところなのではなから問題なんですけど、やっぱりちょっと見直しが必要だと思います。ただ担当部署が違うと思いますので、内部的にまずは、ご検討いただきたいのと、もし、バージョンアップなさ

る場合は、実際にプロジェクトが動き始めたときには、ぜひこの審査会の意見も聞くようなかたちでアップデートが行われるってことを期待しております。現状のやつは、実は我々見たことがないんですよ。はい。なのでぜひ、コメントできるかたちでアップデートを行われることを私も期待しておりますので、事務局の方お願いしたいと思います。よろしいですね。

【事務局】

承知いたしました。部内で検討させていただいて、もしやる場合には、環境影響評価技術審査会の方にもですね、ご意見をいただきたいと思います。

【平野会長】

はい。さらにその辺の話でいうと、太陽光発電にしても風力発電にしても、やはり土地利用規制に踏み込む時期が来ているような気がしますので、逆に今回のケースは、一つ目の案件は、仙台市が早々と土地利用規制をしたもんだから、当初認定を受けたFITの場所ではできなくなって、村田町に来るっていう、そういうことが起こっちゃうわけですよ。今度は初めから、仙台市はやりにくいので宮城県のエリアが狙い撃ちをされるということが起こります。なので、ぜひ宮城県全体でですね、仙台市含めてもう少し、規制までを含めたバランスのよい再生可能エネルギーへの対応をご検討いただきたいと思っております。いろんな部署が関わってくるからめっちゃ大変ですよ。とはいえ、ご検討いただければと思います。

【事務局】

分かりました。ありがとうございます。

【平野会長】

はい。よろしく願います。由井先生どうぞ。

【由井委員】

はい。岩手県ではですね、最近の動きの中で、再エネ促進区域の設定を、まずは県が方針を決めて、それを市町村におろして市町村が個別にゾーニングするというのが始まっています。もう今年の秋ごろ環境省が促進区域の設定に関する文書を出していますんでね、都道府県に。そうしますと宮城県さんはそれに合わせた動きってのはありますか。事務局にお伺いしますけども。

【事務局】

はい。こちらも他の担当課の方なんですけれども、温暖化対策促進法に基づいた動きですね、本県でも検討始めておりますという状況でございます。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。その時にぜひ現場で一件一件見てる我々の意見も聞くように進めていただければと思います。

【由井委員】

昨日、アセス審査会が岩手県であったんですけども、他の部で進めている素案の意見をアセス審査会で聴取されましたんで、そういう流れになってます。はい。

【平野会長】

ぜひ、このエネルギー政策から環境政策は全部総合的な政策でございますので、いろんな部局にわ

たることはわかっておりますので、とはいえ、ぜひ、分野横断的、部局横断的な対応をいただければと思います。はい。よろしいですね、こんなところで。

はい。それではこれで本日の議事の一切終わることにして議長の役目を終わりにして、司会進行事務局の方にお返しします。ありがとうございました。

【司会】

平野会長、ありがとうございました。

委員の皆様、お忙しいところ審査賜り、まことにありがとうございました。

以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。